



熊本県公報

号外 第 2 2 号

平成 27 年 3 月 31 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

○熊本県生活保護法施行細則の一部を改正する規則…………… (社会福祉課) 1

規 則

熊本県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 7 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 2 9 号

熊本県生活保護法施行細則の一部を改正する規則
熊本県生活保護法施行細則(昭和 4 5 年熊本県規則第 3 4 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出しを「(保護申請書等)」に改め、同条第 1 項中「施行規則第 2 条第 1 項の書面は、」を「法第 2 4 条第 1 項(同条第 9 項において準用する場合を含む。)の申請書は」に、「同条第 3 項の書面は、」を「施行規則第 1 条第 5 項の申請書は」に改め、同条第 2 項中「の書面」を「に提出する書面」に改め、同条第 3 項中「の書面」を「に規定する書面」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(9) その他福祉事務所長が必要と認める書類

第 5 条第 4 項中「第 6 1 条の」の次に「規定による」を加え、「前 3 項の書面によるものほか、」を「第 1 項若しくは第 2 項に規定する書面、前項各号に掲げる書類又は」に、「)による」を「)により行うものとする」に改め、同条第 5 項を削る。

第 9 条第 4 項中「第 1 項又は第 2 項の規定により、入所若しくは利用又は養護を委託中の」を「法第 3 0 条第 1 項ただし書の規定による施設の入所若しくは施設への入所の委託若しくは私人の家庭への養護の委託により生活扶助が行われている被保護者又は法第 3 6 条第 2 項の規定による施設の利用若しくは施設への委託により就労のために必要な施設の供用若しくは生業に必要な技能の授与が行われている」に改め、「第 6 条に規定する」を削り、「行なつた」を「行つた」に、「又は」を「又は」に改める。

第 1 0 条の見出し中「支給方法等」を「交付方法」に改め、同条第 1 項中「、被保護者」を「、被保護者等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、被保護者等の預金又は貯金の口座への振込みの方法により保護金品を交付する場合は、この限りでない。

第 1 0 条第 2 項中「、被保護者」を「被保護者」に、「依頼して行う」を「求める」に、「指定された交付日」を「その交付の日」に改め、同条第 3 項中「第 3 1 条第 4 項」を「第 3 1 条第 5 項」に、「保護施設」を「施設」に改め、「)を」及び「資金を」の次に「当該施設の長に」を加える。

第 1 9 条の次に次の 1 条を加える。

(就労自立給付金申請書)

第 1 9 条の 2 施行規則第 1 8 条の 4 第 1 項の申請書は、就労自立給付金申請書(別記第 4 4 号の 2 様式)による。

第 2 1 条中「第 7 3 条第 1 号又は第 2 号に規定する」を「第 7 3 条各号に掲げる」に改め、「保護に要した」を削り、「各月の」の次に「当該」を加え、「とりまとめ」を「取りまとめ」に、「生活保護費等負担金請求書」を「保護費等負担金請求書」に、「支出」を「費用」に改める。

別記第 1 7 号の 3 様式を次のように改める。

別記第 1 7 号の 3 様式 (第 5 条関係)

同意書

年 月 日

熊本県 福祉事務所長 様

住所又は居所

氏名

印

生活保護法による保護の決定若しくは実施又は同法第 7 7 条若しくは第 7 8 条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の下記に掲げる事項（保護の廃止の後にあつては、下記 1、3 及び 4 に掲げる事項を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）につき、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴福祉事務所の求めに対し、官公署等が必要な書類の閲覧若しくは資料の提供をし、又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

記

- 1 氏名及び住所又は居所
- 2 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）
- 3 健康状態
- 4 他の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- 5 支出の状況

(日本工業規格 A 4)

別記第 2 3 号様式中「行なう」を「行う」に、「第 2 8 条第 4 項」を「第 2 8 条第 5 項」に、「申請は」を「申請が」に、「保護が」を「保護の」に、「廃止される」を「廃止が行われる」に改める。

別記第 4 4 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 4 4 号の 2 様式 (第 1 9 条の 2 関係)

就労自立給付金申請書

年 月 日

熊本県 福祉事務所長 様

申請者

住所又は居所

氏名

印

生活保護法第 5 5 条の 4 第 1 項の規定による就労自立給付金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 世帯の構成

氏名	性別	生年月日

別記第 4 6 号様式を次のように改める。

別記第 4 6 号様式 (第 2 1 条関係)

保護費等県費負担金請求書

請求額 円

生活保護法第 7 3 条各号に掲げる費用に係る県の負担金を請求します。

年 月 日

市長 印

熊本県知事 様

内 訳

総事業費 円

保護費 円

保護施設事務費 円

委託事務費 円

就労自立給付金費 円

戻入等 円

うち県費負担金の額($\frac{1}{4}$) 円

その 2

保護費等負担金総括表

単位：円

区分	月別	月	月	月	計
生活扶助費					
住宅扶助費					
教育扶助費					
介護扶助費					
医療扶助費					
出産扶助費					
生業扶助費					
葬祭扶助費					
小計					
保護施設事務費					
委託事務費					
就労自立給付金費					
計					
戻入等					
差引合計					
1 / 4 額					

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県生活保護法施行細則の規定により提出されている同意書及び生活保護費県費負担金請求書は、改正後の熊本県生活保護法施行細則の規定により提出された同意書及び保護費等県費負担金請求書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の熊本県生活保護法施行細則の規定により交付されている検診命令書は、改正後の熊本県生活保護法施行細則の規定により交付された検診命令書とみなす。